

平成 27 年度シマフクロウ保護増殖事業実施結果（環境省）

1. 給餌

- 管内 10 箇所においてヤマメ・ニジマス計 2920kg を給餌（見込み）。
※環境省以外のもので環境省が給餌として認めるものを含めると 13 箇所、計 4950kg

2. 巣箱設置等

- 新規設置 3 箇所、架け替え 8 箇所を実施。
※環境省以外の新規設置が 4 箇所あり
- テン等侵入防止のためのアタッチメント 7 箇所、鉄板 4 箇所設置。
- 4 箇所の巣箱において繁殖状況の確認等を目的とし、小型カメラを設置。
- 現在の巣箱設置数は計 176 個（うち 68 箇所において繁殖実績有り）。

3. 標識調査等

- 20 地点において 25 羽のヒナに足環を装着。
- 血液分析による雌雄判定結果は、♂12 羽、♀13 羽。

4. 傷病個体の収容

- 生体 1 羽、死体 5 羽を収容（うち、3 羽が交通事故）。

5. 釧路湿原野生生物保護センターにおける治療・リハビリ等（参考資料 1 - 5）

- 2010 年傷病収容個体（♀）1 羽について、10 月 26 日に釧路市動物園に移管。
- 現在 6 羽を飼育中（うちリハビリ中 4 羽、リハビリ待ち 1 羽、放鳥不可 1 羽）。
- 2016 年 2 月 28 日、つがい飼育個体の産卵を確認（3 月 3 日に 2 卵目確認）。

6. シマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備計画に係る全体目標策定事業

- 環境省として、「シマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備計画（平成 25 年 3 月策定）」に基づきシマフクロウの生息地拡大に向けた環境整備の取組を進める一環として、環境整備対象地の選択及び具体的事業を進めるにあたって必要となる数値目標を検討し、全体目標として取りまとめる予定。
- 全体目標の検討に先立ち、これまで保護増殖事業に関わって来た又は今後のシマフクロウの保全や環境整備に関わる検討委員、研究者、関係団体、行政機関等の参加のもと、「シマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備ワークショップ」を開催。
- 生息適地モデルを用いた生息適地評価、動的分布モデルを用いた自然分散

予測及び個体群存続可能性分析（PVA）による最小存続可能個体数（MVP）の算出の、3つの解析結果を基に、「平成27年度シマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備計画に係る全体目標策定検討会」での議論を踏まえ検討。

7. 放鳥

- ・「平成27年度シマフクロウの放鳥に係る有識者会議」を開催し、来年度のつがい又は♂単独放鳥に向けて、放鳥候補地の検討を行った。

8. 普及啓発

- ・くしろエコ・フェア、釧路湿原野生生物保護センターの展示・バックヤードツアーの開催等による普及啓発。
- ・生息地における取材対応2回。
- ・野生復帰困難個体（通称ちび）による普及啓発活動の実施5件。

平成 28 年度シマフクロウ保護増殖事業実施計画（環境省）

1. 継続事業

(1) 給餌

- ・管内 10 箇所においてヤマメ・ニジマス計約 3000kg を給餌。

(2) 巣箱設置等

- ・既存の巣箱の架け替え、補修を中心に対応。
- ・一部の地域については CCD カメラの追加設置を検討。
- ・テン等対策が必要な箇所についてはアタッチメント・鉄板を適宜設置。

(3) 標識調査等

- ・モニタリング事業として調査を継続。

(4) 傷病個体の收容

- ・傷病個体を收容し、收容原因を解明するとともに、人為的な要因に対しては必要に応じて事故原因の除去について事業者に協力を求める。

(5) 釧路湿原野生生物保護センターにおける治療・リハビリ等

- ・リハビリ中の 4 羽及びリハビリ待ちの 1 羽については放鳥に向けてリハビリを実施。
- ・野生復帰困難個体（通称ちび）については普及啓発に活用（株式会社猛禽類医学研究所の事業として実施）。
- ・新規收容個体については野生復帰を基本とし、放鳥不可の場合には動物園への移管を検討。

(6) 放鳥

- ・釧路湿原野生生物保護センターにおいてリハビリ中の 3 羽（つがい及びみ単独）より、1 箇所以上の放鳥を実施予定。
- ・平成 28 年度の秋放鳥を目指し、現地調査及び放鳥場所確定のための有識者会議を開催予定。
- ・平成 29 年度の放鳥に向けては、上述の有識者会議において放鳥候補地を検討予定。

(7) 普及啓発

- ・くしろエコ・フェア、釧路湿原野生生物保護センターの展示、生息地における取材対応、野生復帰困難個体（通称ちび）の活用等による普及啓発を実施。

2. 新規事業

「シマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備計画に係る全体目標」を踏まえ、根釧地域における生息地の連続性と目標つがい数を確保するための対策を検討する。

3. 検討事項

(1) 今後のモニタリング体制について

- ・環境省が関係機関、関係者との連携協力により実施してきた標識装着、巣箱設置、血液採取、給餌、傷病救護、放鳥、飼育下繁殖、死体保存等は、シマフクロウ保護増殖事業における基本的な事業として重要なものであるが、一方、生息地の増加とともに変化するニーズに対応して、事業規模の拡大を図る上では体制の見直しは差し迫った課題となりつつある。
- ・このため、関係機関・関係者との議論を行い、これらの事業の見直しによる選択と集中を図り、今後の中長期的な体制の構築を目指す方向で検討することとする。

(2) 釧路湿原野生生物保護センターにおける繁殖個体について

- ・現在、つがい放鳥を目的として飼育しているペアより生まれた2羽（2013年生♀、2014年生♂）について、放鳥を目指して野生生物保護センターでの飼育・リハビリを継続しているが、放鳥適地の不足等により放鳥の目途は立っていない。さらに、今年度も当該つがいより産卵が確認されている。
- ・また、現在のところ積極的に飼育下繁殖個体を野外に導入していく方針とはなっておらず、シマフクロウの野生下での生息状況を踏まえると、当面はこの方針を変更する予定は無い。
- ・一方で、釧路市動物園からは、飼育下繁殖に資するため、健全な個体（特に鳴ける♂）の飼育下への導入について要望がある。
- ・現在のところ、積極的な野生個体の飼育下への導入は行っておらず、飼育下への導入は野生復帰が難しい個体に限られている。
- ・これらを踏まえ、今年度当該つがいより生まれた卵が孵化成長した場合は、釧路市動物園への移管を検討することとする。